

移送サービスご利用案内

令和3年4月

社会福祉法人 交野市社会福祉協議会

交野市天野が原町5-5-1

新規登録問い合わせ電話：072-895-1185

◆福祉有償運送とは

福祉有償運送（通称「移送サービス」）とは、要介護（要支援）認定者や身体障がい者の方々に対しボランティアの協力をえて、福祉車両を使用して外出の援助をする個別輸送サービスです。

◆利用対象者

他人の介助によらず移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な者

（福祉有償運送ガイドブック国土交通省自動車交通局旅客課より引用）

- ① 交野市に住民票がありかつ交野市内にお住まいの人
- ② 介護保険法での「要支援」および「要介護」の認定を受けている人
- ③ 身体障がい者手帳をお持ちの人

※急な体調不良や事故等の対応を考慮し、ご利用者様の安全確保を目的として、原則として付添人（1人）の同乗が必要です。

◆利用目的

病院や公共施設の利用、レクリエーションや社会参加のための送迎（運転）

例：通院・映画・買い物・カラオケ・散髪（美容院）など

◆利用できる範囲

北河内7市（交野市・四條畷市・枚方市・大東市・寝屋川市・門真市・守口市）で、発着のいずれかが交野市内であること

ただし、乗降場所の安全確保が出来ないと判断した場合、利用できる範囲内であってもお断りする場合があります。

◆利用日と時間

利用可能日：月曜日～金曜日（祝日及び年末年始は除く）

利用時間：午前9時30分～午後4時30分（ただし、ゆうゆうセンター発着時間）

例：往路）午前9時30分ゆうゆうセンター出発 → 利用者宅 → 送り先
復路）迎え先 → 利用者宅 → ゆうゆうセンター午後4時30分到着

◆利用回数

1ヶ月に2回まで（回数は片道・往復にかかわらず1回とします）

◆事前の登録が必要です

- ①交野市社会福祉協議会職員が訪問し、面談をさせていただきます。
- ②移送サービス利用登録申請書の提出をお願いします。
- ③利用決定通知書と利用申請書が郵送で到着した後利用申し込みができます。

◆有効期限

登録の有効期限は原則として3年です。更新時期になりましたら、交野市社会福祉協議会から更新の意思確認を行い、更新を行います。ただし、登録事項に変更が生じた場合は、交野市社会福祉協議会（817-0990）までご連絡をお願いします。

◆ご利用について

①電話にて下記の番号に連絡し、仮予約をしていただきます。(平日9時～17時30分)

【お聞きする内容】

- ・利用日時(往路・復路)、行き先、付添人
- ②「移送サービス利用申請書」を提出(ファックス・郵送・持参可)いただき、予約確定になります。

予約の期限	利用予定日の 1か月前～1週間前まで
申し込み先	交野市社会福祉協議会
電話番号	817-0990
ファックス番号	895-1192

【利用申請書提出先】
交野市社会福祉協議会
〒576-0034
交野市天野が原町5-5-1
ファックス：895-1192

※年末年始などの大型連休の場合はこの限りではありません。詳しくは、お問合せください。

※予約は先着順になっているため、ご希望に添えない場合があります。

あらかじめご了承ください。

※病院等の予約前若しくは予定が未確定の「とりあえずの予約」は、他の方のご迷惑になりますので、病院等の予約後若しくは予定が確定してからご予約をお願いします。

◆付添人がおられない場合

外出サポーター(付添いボランティア)の利用ができます。

- ①ボランティアセンター(電話番号 894-3737)に連絡し、外出サポーターの申し込みを行ってください。
- ②外出サポーターが決定後、移送サービスの利用予約ができます。

◆利用料金

・市内の場合・・・往復600円(片道は300円)

・市外の場合・・・往復800円(片道は400円)

※ただし、市外で、片道が5キロ未満(出発地から到着地までの距離)の場合往復600円(片道は300円)

※運行距離については、“グーグルマップ”ルート検索の最短距離で測定します。

※料金は当日、運転ボランティアにお渡しください。

おつりがないように、準備をお願いします。

※駐車料金や高速道路通行料などは別途利用者にてお支払ください。

◆キャンセル料について

以下のいずれかに該当する場合、キャンセル料として1回300円を徴収します。

支払いは、交野市社会福祉協議会まで現金でご持参ください。

キャンセル料を未払いの場合、次回ご利用及びご予約は出来ませんのでご注意ください。

①午前10時までの予約について、当日午前9時15分までにキャンセルの連絡がない場合

②午前10時以降の予約について、予約時間の1時間前までにキャンセルの連絡がない場合

◆事故が起きた時の対応について

事故の補償については、交野市社会福祉協議会が加入している保険の範囲内とします。

【加入保険】

- ・西日本自動車共済協同組合
- ・大阪府社会福祉協議会「移送中事故傷害保険」

ご利用にあたっての確認事項

- 移送サービスは、国で定められた講習を受講し、登録されたボランティアの方々のご協力で成り立っている事業です。運転のプロではないため、ご希望に添えない場合がありますことをご理解ください。
- 移送サービスとは、福祉車両で目的地まで送迎（運転）する原則ドア・ツー・ドアの個別輸送サービスです。介助が必要な場合は付添人が行ってくださいますようお願いいたします。
- 病院等で帰りの時間が分からない場合も、おおよその時間を決めて予約していただきますが、時間には余裕をもって予約をしてください。**帰りの予約時間より遅れそうな時は、早目に連絡をお願いします。ただし、当日予定していた運転ボランティアが対応できない場合は、キャンセルとさせていただきます。**
- 受診時間等により、復路の予約時間に遅れが生じ、運行時間（午後 4 時 30 分まで）を超えると判断した場合は、キャンセルとさせていただきます。
※この場合、予約 1 時間前に連絡をいただけない場合キャンセル料が発生します。
- 他の利用者と利用日が重なった場合は、先着順となり、お断りすることがあります。
- 原則として、予約成立後の各種変更はできません。また、当日の行き先変更や目的地以外のところに立ち寄ることはできません。
- 当日、ボランティアが急病等で運転ができない場合及び車両の故障などにより、やむを得ずキャンセルする場合があります。
- 東部大阪に、大雨・洪水・暴風警報、大雪注意報などが発令された日及び運行が危険と判断した場合、移送サービスは原則中止とします。
※午前 7 時の時点で発令されている場合 → 午前の運行中止
午前 10 時の時点で発令されている場合 → 午後の運行中止

上記内容をご理解・ご了承の上、利用者登録をお願いいたします。